

切れ目のない子育て支援を

8月1日診療分から、中学生までの子どもにかかる医療費を、医療機関の窓口で支払うことなく助成を受けられます

情報ノート

医療費

「子ども医療費受給資格認定申請書」(対象世帯に役場から送付)を役場に提出した、中学3年生までの子どもを持つ世帯に、7月下旬までに「受給者証」を郵送します。

有効期限は令和6年7月31日までです(中学3年生の子どもは同年3月31日まで)。受給者証は持ち運びやすいカードタイプ(健康保険証と同じサイズ)になります。

※乳幼児(白)、ひとり親(黄)、重度障がい者(緑)の受給者証を持っている子どももカードタイプに変わります。

受給者証の交付には「子ども医療費受給資格認定申請書」の提出が必要です。まだ申請されていない方は必ず関係書類を町民課3番窓口まで提出してください。(6月号参照)

【子ども医療費と助成方法変更の留意事項】

■子ども医療費の助成が適用されるのは「保険診療分」のみです。「保険外診療分」は助成対象外のため、自己負担が発生します。

■8月1日診療分から助成方法が変更となりますが、今までどおり領収書による申請も受け付けています。(申請期間は受診日の翌月1日から2年以内)

■子どもの医療保険の情報に基づき受給者証を交付するため、保険証を変更した場合は、新しい保険証の写しを必ず提出してください。

問い合わせ先：町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

物価高騰による小中学生の保護者の経済的負担を軽減し、子育て世帯の支援を目的に、令和5年度3学期分に当たる学校給食費を無償化します

給食費

対象 町内小中学校に通う児童生徒の保護者

内容 令和6年1月～3月(3学期分)の学校給食費を無償

※すでに納付書で支払済みの方は返金となりますが、手続きが発生する場合があります。

その他 町内在住で町外小中学校などに在籍する児童生徒の保護者などには、学校給食費3学期相当分について白老町の無償化額を上限に補助金を交付します。

※令和5年9月末日までに、対象の保護者に申請用紙等を郵送しますので、必要事項を記入し、令和5年11月末日までにしらおい食育防災センターに提出ください。

◆白老町学校給食費3学期分無償化額と無償化後の給食費年額◆

学校	学年	無償化額	無償化後の給食費年額
小学校	1・2・3年生	12,600円	51,110円 → 38,510円
	4・5・6年生	12,900円	52,630円 → 39,730円
中学校	1・2年生	15,300円	61,560円 → 46,260円
	3年生	13,032円	59,292円 → 46,260円

問い合わせ先：しらおい食育防災センター ☎84-1231

部活動の環境整備を目的に、地域の方を会計年度任用職員「部活動指導員」として中学生の指導に携わる取り組みを始めます

部活

地域でスポーツや文化活動を積極的に行っている町民の方に、町地域学校協働本部の「地域学校協働活動ボランティア」に登録していただき、学校から配置要望があった種目・活動について、町会計年度任用職員(パートタイム)「部活動指導員」として任用し、中学生の指導に携わってもらう取り組みを始めます。将来的には「地域クラブ」として生涯にわたり継続できる環境づくりを目指しています。

白老中学校・白翔中学校の部活動指導員を募集します!

詳しくは下記に問い合わせるか、町ホームページの募集要項をご覧ください。

問い合わせ先：学校教育課 学校教育グループ ☎85-2022

将来のまちづくりを担う人材の育成、若年世代の定住を図ることを目的に、町内から鉄道を利用して通学する大学生などに対して、通学定期券購入費の一部を助成します

通学

対象者 町に住民登録をしており、生活の基盤を町内におきながら、鉄道を利用して通学する大学生など。ただし、起点となる白老駅から学校最寄り駅の区間が80km以上であること。(例：起点の白老駅、学校最寄り駅が新札幌駅の場合、区間が80km以上のため対象)

※大学生など：学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4学年以上)に在籍する方。

助成内容 (通学定期券購入費-自己負担額1.5万円)×1/2 月額上限：1万円

助成期間：交付決定から卒業までの正規の修学期間。今年度は7月以降に購入分の通学定期券からが対象となります。

その他 交付決定となった方は、町内のイベントなどへの参加のご協力をお願いします。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先：政策推進課 地域戦略推進グループ ☎82-8213